

自然や森林を活用した幼児教育・保育について

高知県の現状等

1. 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領における自然教育の位置付け

幼稚園教育要領

概要：文部科学省が定める幼稚園教育の基準

保育所保育指針

概要：厚生労働省（現在はこども家庭庁）が定める保育所の運営・保育内容の指針

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

概要：内閣府（現在はこども家庭庁）が定める幼保連携型認定こども園の運営・保育教育内容の基準

- ・平成 29 年度より、3つの指針・要領においては、教育内容に整合性が図られている。
- ・自然環境については、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5つの領域のうち、主に「環境」の領域において、ねらいと内容が示されている。

例)

【ねらい】

- ・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。

【内容】

- ・自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さに気付く。

(※いずれの要領や指針においても「自然」については記載されているが、「森林」に特化した記載はない)

- ・各施設では上記の指針や要領に基づき「指導計画」を定めており、計画に基づいて保育や教育を実施→どの施設でも自然に関する教育・保育（遊ぶ、親しむ、体験する等）は一定実施されている。

2. 県内で森林を活用した自然教育・保育に積極的に取り組む施設の事例

- ・若草幼稚園、もみのき幼稚園、へいわ幼稚園（認定こども園）等において、各園が持つ森や山などのフィールドを活用した自然体験活動を実施
（森林を活用した自然体験活動に取り組む幼稚園・保育所の施設数や園庭の整備状況など、県全体の状況については把握できていない）

3. 県内の自然教育・保育に取り組む施設への支援（補助金など）の状況

- ・幼保支援課が所管する事業において、自然教育に活用できるようなソフト面の補助金はない
- ・林業環境政策課の「山の一日先生派遣事業」により、幼稚園や保育所に山の一日先生を派遣し、森林環境学習を実施することは可能
- ・園庭の整備に関しては、林業環境政策課の「緑化促進事業費補助金」により郷土樹種の植樹が可能

今後の方向性（案）

- ・森林を活用した自然教育・保育（ソフト面）への支援ニーズに関する調査を実施し、今後の支援の方向性について検討
（調査対象）
県内幼稚園・保育所・認定こども園（計 264 施設）
（調査項目）
 - ・現在実施している自然教育、保育の内容
 - ・補助があれば実施したい自然教育、保育の内容（森林に関わるものに限る） 等

認定制度と補助事業をセットで制度化している事例

奈良県：奈良っ子はぐくみ条例

【条例制定のねらい】

県が目指す就学前の子どものはぐくみを一層進めるため、「奈良っ子はぐくみ条例」を制定し、考え方や施策の展開方策を明示

奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度(こども保育課)

指針や要領の定めにより、自然保育は一定実施されていることを前提に、より前向きに、より良い形で自然保護に取り組むモチベーションとして創設

【対象団体】

保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、継続的にはぐくみを行っている団体

【主な認証基準】

- 園の活動方針、指導計画等に自然保育に関する事項を入れ、計画的に実施すること。
- 長期休暇等を除き、自然保育時間が平均して概ね週6時間以上行われていること。
- 屋外での自然保育に使用できる場所が園庭又は園庭外にあること。
- 申請日時点の保育者と在籍する子供の人数比率及び保育者の資格について、定める基準をすべて満たしていること。

奈良っ子はぐくみ自然保育ガイドラインの策定

自然保育者育成研修

自然保育アドバイザー派遣

自然保育実践事例発表会

(奈良県森林環境税を活用)

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金

(一般財源を活用)

■対象事業者

奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度の認証を受けた団体

■対象経費

自然保育推進事業に要する次の経費
研修受講費、フィールド整備・安全確保費(賃金、委託料)、外部指導者謝礼、

■補助率

1/2以内(上限 1団体あたり15万円)

他に認定制度とセットで制度化している県：千葉県、長野県、滋賀県、広島県、鳥取県

補助事業を単独で活用できる事例

山梨県：自然保育導入推進事業、
森林体験活動支援事業費補助金

自然保育導入推進事業(子育て政策課)

『やまなし自然保育導入支援の手引き』
の作成・配布『やまなし自然保育リーフレット』『やまなし
自然保育活動事例集』の作成・配布自然体験活動に取り組む園の
活動紹介

自然保育活動表彰

自然保育サポート事業

森林体験活動支援事業費補助金(森林整備課)

(R3まで山梨県森林環境税を活用 R4以降廃止※)

■対象事業者

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
高等専修学校、認定こども園、幼稚園、保育所

■対象経費

森林体験活動で、次のいずれにも該当するものとする。
・森林散策、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、植樹体験等の活動。
・学校林や森林公園等、県内において、すでに整備されているフィールドを活用するもの。
・教育機関等が直接実施、又は、教育機関等がNPO等の団体に実施委託しているもの。

■補助率

10/10以内(上限 1教育機関等あたり30万円)

※廃止理由…市町村の森林環境譲与税の活用が可能となったため、課税期間の延長に伴い廃止